

議案第 5 4 号

江別市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

江別市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(江別市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 江別市職員等の旅費に関する条例（昭和 5 0 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 1 条」を「第 7 条」に、「内国旅行の旅費」を「旅費の種目及び内容」に、「第 1 2 条—第 2 1 条」を「第 8 条—第 2 0 条」に、「第 3 章 外国旅行の旅費（第 2 2 条—第 2 4 条）」を「第 4 章 雑則（第 2 5 条—第 3 0 条）」に、「第 3 章 雑則（第 2 1 条—第 2 8 条）」に改める。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「別に定めるものを除くほか、公務のための」を「公務のため」に、「対して」を「対し」に、「ついて定めることを目的とする」を「関し諸般の基準を定めるものとする」に改める。

第 2 条の見出しを「（用語の意義）」に改め、同条第 1 号中「受けた者」の次に「をいう。」を加え、同条第 4 号中「公務のために」を「公務のため」に改め、「勤務場所」の次に「（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第 5 号中「採用された職員」の次に「（市長が定める職員に限る。）」を加え、同条第 6 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第 7 号中「扶養親族」を「家族」に改め、「配偶者（」の次に「婚姻の」を加え、「しないが」を「していないが、」に、「子」を「、子」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 9 号を次のように改める。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(10)市長等 市長、副市長、教育委員会の教育長、水道事業管理者、病院事業管理者及び病院長をいう。

第3条第1項中「旅費」を「、旅費」に改め、同条第2項第1号中「場合」の次に「（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）」を加え、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第2号中「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第3号中「職員の」の次に「本邦にある」を加え、「当該遺族」を「、当該遺族」に改め、同項第4号中「場合」の次に「（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）」を加え、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第5号中「当該職員」を「、当該職員」に改め、同条第3項中「第16条又は第29条第1項の規定」を「第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由」に、「同項」を「、同項」に、「支給」を「、支給」に改め、同条第6項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に、「旅行中交通機関等の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払いを受けた旅費額（概算払いを受けなかった場合には、概算払い）」を「、旅行中天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払）」に、「規則で」を「市長が」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、」を「が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、」に改め、「変更若しくは」を削り、「場合において」を「場合その他市長が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となった」を「損失となる金額又は支出を要する」に、「規則で」を「市長が」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行命令権者」を「、旅行命令権者」に、「行わなければ」を「行われなければ」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に改め、「認める」の次に「場合で、前項の規定に該当する」を加え、「これを変更」を「、その変更を」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「従わない旅行を」を「従わないで旅行」に改め、同条第3項中「前2項」を「、前2項」に、「従わないで旅行を」を「従わないで旅行」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中

「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして第2章に定める種目及び内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「方法によって」を「方法により」に改め、同条を第6条とし、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(旅費の請求及び精算)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が定める。

第8条から第11条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、市長等が移動するとき及び市長等以外の者が長時間にわたる移動として市長が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額
 - (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき及び市長等以外の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- （その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合は、市長が定める額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- （宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、国の職員に対応する職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる省令における国の職員とする。

- (1) 市長等 指定職職員等
- (2) 市長等以外の者 職務の級が10級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その

額は、国の職員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の規定を準用する。

第3章を削る。

第25条中「第1号及び第4号」を「第1号又は第4号」に、「退職等となった日にいた出張地から旧勤務場所までの前職相当の旅費とする」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第4章中第25条を第21条とし、同条の次に次の3条を加える。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(外国赴任の旅費)

第23条 外国赴任の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用する。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と実費を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と実費を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条及び第27条を削る。

第28条第1項中「旅行を命じられた職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に、「、又は当該旅行」を「又は旅行」に改め、同条第2項中「旅行を命じられた職員」を「旅行者」に、「、当該旅行」を「当該旅行」に、「、又は当該旅行」を「又は当該旅行」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による帰郷旅費の支給に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費

の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく市長が定める規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく市長が定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

第29条及び第30条を削る。

第4章を第3章とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(江別市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 江別市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「江別市職員等の旅費に関する条例（昭和50年条例第27号）において定める市長の旅費の額とする」を「市長等の例による」に改める。

(江別市議会等の調査等及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部改正)

第3条 江別市議会等の調査等及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(旅費)

第3条 前条の規定により出頭した者に対しては旅費を支給する。ただし、市から給料を受ける職にある者にはこれを支給しない。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とし、その額は市長等以外の職員の例による。ただし、当該旅行が市内旅行の場合は、移動に係る実費弁償として、1日につき700円を支給する。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例（昭和31年条例第28号

）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第2項中「江別市職員等の旅費に関する条例（昭和50年条例第27号）において定める市長の旅費の額とする」を「市長等の例による」に改め、同項ただし書中「市内旅行の日当の額は、1日につき700円とし、市内旅行の宿泊料の額は、1夜につき6,250円とする」を「当該旅行が市内旅行の場合は、移動に係る実費弁償として、1日につき700円を支給する」に改め、同条第3項を削る。

第3条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「条例施行」を「条例の施行」に改める。

（江別市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第5条 江別市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「旅費支給の例によって」を「市長等以外の職員の例により」に、「支給するものとする」を「支給する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該旅行が市内旅行の場合は、移動に係る実費弁償として、1日につき700円を支給する。

（江別市消防団条例の一部改正）

第6条 江別市消防団条例（昭和55年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長及び副団長にあっては市長等の例により、分団長以下にあっては市長等以外の職員の例により旅費を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の江別市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の江別市職員等の旅費に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。